

(事例76) 64歳男性、建設業、健診で見つかった胸部大動脈瘤のため遠方への赴任不可

類型	症候	疾患
1、2	6. 自覚症状の無い胸部 X 線で異常を指摘された胸部大動脈瘤	4. 胸部大動脈瘤、高血圧症

きっかけ	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 64歳男性 高血圧症治療中</p> <p>2) 業種、作業内容 建設業、建設工事の監督（建設現場の施工管理等）</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 胸部大動脈瘤、高血圧症</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 遠方建設先への赴任不可</p>		
<p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など） 遠方建設先への長期赴任については、現役社員だけでなく退職後のOBについても募集を行っていた。今回、あるOBの同意が得られ、赴任前に一般健康診断等を実施したところ、胸部エックス線検査で「右縦隔拡大」の所見があり、胸部CT検査による精密検査の結果、胸部大動脈瘤を認めた。赴任後の業務において、大動脈瘤の悪化が懸念される点としては、以下があった。①遠方地への長期赴任による精神的ストレス②保護具着用に伴う身体的負荷（暑熱作業）③基礎疾患（高血圧症で服薬中、軽度の脂質異常症）。これらを総合的に勘案し、赴任不可と判断した。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため 2 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい。</p> <p>+胸部大動脈瘤は瘤の大きさが40mm未満の場合、破裂や解離のリスクが低いとされているが、今回の赴任の可否判断にあたり、瘤の大きさを確認する時間的余裕はなかった。</p> <p>+胸部大動脈瘤の破裂等のリスクがないことを確認しないまま遠方地へ長期赴任させるべきではないことや、仮に赴任中に大動脈瘤が破裂等した場合の企業リスク等について人事担当者に説明し、最終的には前述の健康リスク等を勘案し時間的制約もあり赴任を見送ることになった。</p> <p>+今回は身体・精神的負担の大きい遠方地への長期赴任であったため、早急に精密検査（胸部CT検査）を行い、その結果を受けて就業判断を行ったが、普段の定期健康診断等においては通常勤務可と判断し、保健指導として精密検査の受診を勧奨していた可能性が高い。</p>		